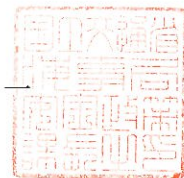




国海安第222号  
平成26年11月21日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

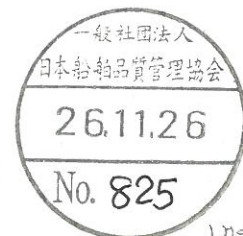
国土交通省海事局安全政策課長  
加藤 光



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶の防火構造の基準を定める告示に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



MSC.1/Circ.1480(2014.5.29)の取入れに伴う船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

IMO 第93回海上安全委員会 (MSC93) において、通風装置のダクトの要件を規定している SOLAS 条約附属書第II-2章第9規則 7.1.1 の規定の統一解釈として標記サーキュラーが承認されたことを受けて、所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

SOLAS条約附属書第II-2章第9規則 7.1.1 では、通風用のダクトに対して一定の断面積及び一定の長さを超えるものは鋼又はこれと同等の材料のものであることが規定されている。

今般承認されたMSC.1/Circ.1480 では、この規定の統一解釈として、空調機室内の送風機とダクトの連結部は 600mmを超えない範囲で可燃性材料を使用することができるとされていることから、第9規則 7.1.1 に対応する船舶の防火構造を定める告示第26条第2項の心得に上記内容を新たに規定することとする。

3. 適用日

船舶検査心得の一部改正の公布日から適用する。

4. 参考

本サーキュラーが承認された MSC93 において、SOLAS 条約附属書第II-2章第9規則 7.1.1 について、本サーキュラーの内容を盛り込んだ一部改正が採択されており、2016.1.1 より発効することとなっている。